

令和8年熊本地震により被災されたお客さまへの支援について

このたびの熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社では、被災されたお客さまのご負担軽減を目的として、下記の支援を実施いたします。

○支援内容

1. 特例解約および残リース料免除

罹災証明書において、住宅の被害区分が「全壊」または「大規模半壊」と認定されたお客さまを対象として、お客さまからの申請に基づき審査を行い、承認された場合にはリース契約の特例解約および残リース料の免除を実施いたします。

※申請内容および提出書類を審査のうえ決定いたします。

※承認された場合は、対象リース物件を現状有姿にてお客さまへ無償譲渡いたします。

※無償譲渡後の維持管理、修理、撤去、処分等に要する費用はお客さまのご負担となります。

2. 設備点検に係る出張費負担

地震の影響による設備の状態確認を希望されるお客さまを対象として、設備点検に係る出張費をE S Sが負担いたします。

※技術料、修理費、部品交換費その他点検作業に伴う費用はお客さまのご負担となります。

※設備点検は、メーカーまたは当社が委託する太陽光特約店により実施します。

※設備の状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

○申請受付期間

2026年11月10日（火）まで

※必要書類等の詳細については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

○特例解約・残リース料免除の申請に必要な書類

- ・ 特例解約・残リース料免除申請書
- ・ 罹災証明書の写し（「全壊」または「大規模半壊」の記載があるもの）

○お問い合わせ先

株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス 受付センター

TEL : 0120-051-131

受付時間：9:00～21:00（年中無休）